

# 山口市 ほっと安心SOSネットワーク

障がいのある方が、行方不明になった際に、地域の皆さんの協力を得ていち早く発見するための取り組みです。

障がい等により行方不明になる可能性のある方の情報を事前に登録し、その方が行方不明になった場合に、家族等からの依頼により、身体的特徴や服装などの情報を、協力事業者及び市民（防災メール登録者）に配信し、情報提供をお願いするものです。

## ●対象者

山口市に居住し、行方不明になった時に自分で名前や住所等を伝えることができず、身の安全を確保することができない障がい者で、原則、65歳未満の方

※原則、在宅居住者であり、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者  
※65歳以上の方は高齢福祉課等で申請が可能です。

## ●行方不明時の流れ（イメージ図）



# 行方不明が心配なので、登録したい

## 1. まずは、事前登録が必要です

### ◆申請窓口◆

山口市障がい福祉課、各総合支所総合サービス課

### ◆申請者◆

原則、家族もしくは親族、後見人

### ◆申請に必要なもの◆

登録対象者の写真（できるだけ最近撮影したもの）1枚

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）



## 2. 登録者が行方不明になつたら、警察署に行方不明者届を出してください

### ◆山口警察署もしくは山口南警察署に「行方不明者届」を出してください。

※協力事業者及び防災メールを通じて提供する内容について確認します。登録申請書の全ての情報が流れるわけではありません。



## 3. 山口市より、情報を発信します

### ◆山口市防災メール登録者へ、行方不明者の情報をメール配信します。

※メール配信時間：365日、8時30分～17時15分

### ◆協力事業者へは、FAX等で情報提供します。



## 4. 発見・保護した場合について

### ◆協力事業者および防災メール登録者が発見した場合、警察署に連絡します。

行方不明者届が出されていますので、警察署から家族等へ連絡します。

※ご家族が発見された場合にも、速やかに警察署へご連絡ください。

※発見後、協力事業者及び防災メール登録者へ、協力解除とお礼のメールを配信します。



## 5. 登録内容の変更・更新について

### ◆事前登録の内容に変更があったり、登録の取り下げをされる場合は、速やかにご連絡ください。

- 例えば
- 施設入所した、長期入院となった
  - 山口市の住民ではなくなった
  - 緊急連絡先の電話番号が変わった など

また、状況に変わりがないか、お住まいの地域を担当する職員（山口市障がい福祉課 相談支援担当）から連絡を差し上げる場合があります。

## ◆お問い合わせ先◆

山口市障がい福祉課 相談支援担当 山口市亀山町2番1号（山口市役所内）

TEL 083-934-2988、FAX 083-934-4142、E-mail : syougai@city.yamaguchi.lg.jp